

甲斐学第3－246号
令和5年3月23日

保護者各位

甲斐市教育委員会
教育長 横森 貴志
〈公印省略〉

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方見直し等について（通知）

日頃より、本市の教育へ深い御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、このほど文部科学省より「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知4文科初第2507号）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1Ver9）」が通知されました。

つきましては、甲斐市教育委員会としまして文部科学省通知のとおり、令和5年4月からの学校教育活動について次により適切に対応してまいります。

新年度を迎えるにあたり、保護者の皆様方には引き続き御理解と御協力をお願いします。

1 マスクの着用について

- ・ 児童生徒・教職員・保護者等、学校施設を利用する者に対してマスクの着用を求めないことを基本とします。

※様々な事情の児童生徒もいることから、マスクの着脱について強いることの無いよう、またマスク着用の有無による差別偏見が無いよう指導します。

2 具体的な場面において

- ・ 常時換気・大声での会話を控えることを原則として、次の内容を可能とします。
 - 実験・実習・グループワーク等は少人数で実施を可能とします。
 - 合唱・合奏は距離を確保して実施を可能とします。
 - 給食は机を向かい合わせにしない等の措置を講じた上で「黙食」は必要なしとします。

3 出席停止の具体的な取扱い

- ・ これまでの取扱いと変更はありません。
なお5月8日以降、国及び県からの通知がある場合は改めてお知らせします。

4 その他

- ・ 本人の感染が確認された場合は速やかに学校へ連絡をお願いします。夜間・休日等、学校に連絡がつかない時は、翌平日に学校へご連絡ください。
- ・ 毎朝の健康チェックは継続していただき、児童生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等普段と異なる症状がみられる時は、登校を見合わせ自宅で休養・医療機関への受診をするようお願いします。
- ・ 基本的な感染対策は重要であり、各校において「三密の回避」「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」等を継続していきます。